



NEWS LETTER



NO

発行者 適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま

〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階

TEL: 086-230-1316 FAX: 086-230-6880

ホームページ: <https://okayama-con.net> Eメール: npo-syohinet-okayama@sunny.ocn.ne.jp



2025年 1月発行

68

2025年 新春 挨拶

適格消費者団体 消費者ネットおかやま 理事長 河田 英正

あけましておめでとうございます。

昨年は、人類の生存に危機が迫るとの不安を感じるほどの酷暑の長い時期を過ごしました。地震があり、何度も予測を超えた豪雨も経験しました。これらの現象は、私たちが地球資源を無反省に食い潰してきた結果としての必然的なものと受け止めなければなりません。一方、私たちの消費生活においても、被害は減ることなく、被害の拡大とその深刻さは続いています。核廃絶を願う日本被団協のノーベル賞受賞の喜ばしいニュースがあったもの

の、世界の政治状況は一段と厳しい情勢となっています。こうした、暗い状況を抱えながら、少しでも希望の持てる新年でありたいと、気を引き締めてのご挨拶です。

消費者を惑わす広告がネットをはじめ様々な媒体であふれ、惑わされやすい消費者の心理を巧みに利用して継続的な取引に呼び込んだり、有名人の画像などを使って投資させる詐欺事件が多発する状況など若者から高齢者まで被害が幅広く広がっています。そして、こうした被害の入り口には「マルチ」が関わっていることがよく見られます。誘える数は有限であることが理屈ではわかっているにもかかわらずマルチの魅惑はいつも色あせることなく繁殖しています。昨年当初には、紅麹事件が大きく報道されました。機能性表示食品制度の問題点の隙間に起きた事件と思いますが、被害の全容がみえないまま、これも制度改革論議にならないまま解決とされるのでしょうか。

消費者ネットおかやまは、昨年暮れに適格消費者団体として2度目の更新手続きを終えることができました。寄せられる消費者被害の情報を基に地道に取り組んでいますが、あまりにその課題の多さと重要性にその無力さを感じることもすらあります。昨年は、大学生に問題広告を調査・指摘してもらって、その問題性を検討するなどの消費者教育のプログラムを実施しました。若者の消費者被害を防止して行くには消費者教育の重要性を改めて感じているところです。高齢者の消費者被害は、地域においてこれらの被害の未然防止につながるネットワークが必要です。私たち消費者は、消費者団体を含めて、資金力、情報量など一つ一つの力は弱い者です。しかし、地域において消費者ネットがそのネットワークの一翼を担いながらそれぞれの役割を果たしていくことができれば、消費者被害の防止とその救済におおきな力を発揮することができるのではないかと考えています。今年さらには適格消費者団体としてスキルを蓄積・磨きながら、その力をより強いものとし地域の中心となって消費者被害の未然防止と被害救済のために力を発揮できるように頑張りたいと決意を新たにしています。



活動トピックス

■インシップ訴訟 上告棄却及び上告不受理

(株)インシップに対する広告表示差止請求訴訟の控訴審は敗訴し、2023年12月19日に上告及び上告受理申立手続きを行いました。残念ながら、最高裁判所から2024年10月24日付け調書(決定)が届き、上告棄却及び上告審不受理となり、控訴審の敗訴判決が確定しました。訴訟の結果について受け止め、今後に生かしていきます。



■適格消費者団体として認定更新手続きが完了しました 令和12年12月7日まで有効期間更新!!

適格消費者団体は、消費者団体訴訟制度に基づき、事業者への差止請求を行う強い権限が認められています。そこで、6年ごとに適格消費者団体として事務が消費者契約法やガイドラインに沿って適正に行われているか、財政状況や活動内容が適切かのチェックを受けます。消費者ネットおかやまは今回2回目の更新申請を行い、2030年12月7日まで認定期間の更新が出来ました。

■2024年度 岡山県委託事業見守りカアアップ講座受付終了

今年度も岡山県からの委託事業「見守りカアアップ講座」を受託し、県内各地で地域の見守り活動の前進や見守りネットワーク構築に向けて県と協力しながら進めています。

県内各地から民生委員はじめ、福祉・介護に携わる方、市民成年後見人をめざす方など幅広い方面からの参加で年内に12講座を修了し、残り3講座を開催して年度内の取り組みを修了します。民生委員の高齢化など、講座に参



市民後見人養成講座は参加者が増加

加することが厳しくなっていること、デジタル社会の進展で高齢者

も若者も被害に会いやすくなっていること、などの課題に対応できるような工夫が必要になってきています。

2025年度は基本趣旨を継承しながら、若者への啓発を強化するような工夫などを検討中です。

令和6(2024)年度 見守りカアアップ講座実施一覧

※1月以降は予定

No.	開催日	主催団体	参加数
1	5月22日(水)	参画まにわ	12人
2	6月3日(月)	早島町民課	20人
3	6月18日(火)	倉敷医療生協	16人
4	6月21日(金)	岡山県消費問題研究協議会美作支部	19人
5	7月9日(火)	おかやまコープ倉敷エリア	16人
6	7月12日(金)	は〜とひるネット(倉敷エリア)	16人
7	7月19日(金)	備前市社会福祉協議会	33人
8	10月11日(金)	備前市社会福祉協議会	26人
9	10月24日(木)	赤磐社会福祉協議会	10人
10	11月17日(日)	市民後見人養成講座(県南)	82人
11	11月22日(金)	真備町高齢者支援センター(川辺)	22人
12	12月9日(月)	浅口市奇島地区民生委員児童委員協議会	22人
13	1月20日(月)	岡山農林水産総合センター農業大学校	26人
14	2月10日(月)	真備町高齢者支援センター(呉妹)	45人
15	2月21日(金)	和気町社会福祉協議会 苫木区ふれあい会	10人
			375人

2024 年度 差止請求活動の主なもの

※消契法=消費者契約法、景表法=不当景品類及び不当表示防止法、特商法=特定商取引法 の略です。

事業者名、時期	申入れ、差止等の内容	経過・結果
株式会社 メディビューティ 2020/4/8～ 最初の質問書送付	脱毛サロンLACOCO 運営会社。「全身脱毛月額 3,300 円、初月 0 円 まるごと全身最短 6 か月!」と大きく表示、離れた場所にそれよりも小さく「全身脱毛 6 回プラン [36 回払い] の毎月のお支払額です。総額 118,900 円」と表示があります。初月 0 円は割引ではなく、支払いが後にずれるだけで、景表法 5 条 2 項有利誤認表示に当たると考え、改善を求めて 2023/6/7 申入書を送付しました。6/14 回答書が届き、ページ内で確認できる位置に総額表示を移動し改善も、「初回 0 円」は消費者苦情がないとの内容でした。総額表示は依然小さく、改善不十分と考え 11/16 消費者契約法 41 条事前請求書を発送しました。回答を求める督促をして対応を検討中です。	改善連絡がないため、3 月 13 日督促状送付。
鳥取瓦斯産業 株式会社 2021/8/5～ 2024/7/10	LP ガス供給契約書の違約金条項が消費者に一方向的に不利益な内容があると消費者から情報提供があり、契約書を検討し、中途解約料「(契約期間月数-既供給期間月数)÷12×30 千円」が、事業者が生ずる平均的損害を超える(消契法 9 条 1 項に抵触)等の改善を申入れました。 複数回のやり取りの結果、違約金は 1.5 千円に変更する他、中途解約時に新ガス会社に「違約金支払いの合意書」を契約させる条項など消費者に一方向的に不利益な条項を削除する旨の回答がありました。契約書の改善箇所を確認し、7/10 に終了しました。	改善確認し、 7/10 終了連絡文 発送。
株式会社 Crea 2023/2/7～ 2024/6/10	SNS の広告を入りに化粧パック特定申込画面まで誘導、初回限定 500 円としながら実は定期購入契約で 2 回目以降 3 パックが届き約 3 万円の請求を消費者は受けず。事業者に対し、景品表示法上の 2 重価格表示に当たるとして 2/7 初回限定 95%OFF の表示を止めるよう求める申入書を送付しました。 3/22 更に特商法に基づく申入書を送付、4/12 に回答が届きました。「該当商品の販売を終了している、誤認を誘う表示の意図はない」との内容です。ネット販売サイトが残っていたため更に改善を申入れたところ、広告表示が検索できなくなり、終了としました。	6/10 終了連絡文 送付 詳しくはこちら 
株式会社 OFF t ON 2023/5/11～ 2024/7/10	運営するウェブサイトのダイエット商品 AT COFFEE の価格表示、「通常価格 5,980 円、初回限定 500 円(約 91%OFF)」は、amazon.co.jp で一袋 3,582 円で販売されている事実からすると有利誤認表示に当たると考えています。実際には初回で解約すれば 5000 円のキャンセル料が生じ、消費者の負担となります。有利誤認表示の差止を求め、5/11 に申入書を発送、6/5 に回答書が届いたものの、内容が不十分と考え 11/16 に 2 回目の申入書を送付し、12/7 再回答書が届き、「問題表示のあるサイトは停止し閲覧不可の状態にした」とのことで、サイト閉鎖を確認し、終了連絡文を送付しました。	7/10 終了連絡文 送付
ギガネット株式会社 2023/12/12～	学生マンションインターネット設備サポート事業者の月額接続料が、月に何回も引き落とされる被害が発生。適格消費者団体の差止請求権限範囲外の電気通信事業法の事案であるため、適正な引落を求める内容の「要望書」を 2023 年 12 月に事業者を送付しました。 しかし現在 事業者からの回答はありません。現段階で、適格消費者団体が出ることには限界があり、7/11 総務省「電気通信サービスに関する情報受付フォーム」に通報し、対応終了の判断をしました。	総務省「電気通信サービスに関する情報受付フォーム」に通報。

他、葬祭会社・健康食品販売事業者などに申し入れを、電化住宅設備事業者に質問などを行っています。

河田理事長の私的消費者問題史（17）

主婦たちの壮大な戦い～鶴岡灯油訴訟

理事長 河田 英正（弁護士）

中東戦争に端を発し、1973年の冬を迎える頃から1974年にかけてガソリン、灯油などの品不足・価格の高騰、商品棚からはトイレットペーパーが消えるなど「オイルショック」がおきました。この時期の灯油不足、価格の高騰は厳しい冬を過ごさなければならない地方にとっては、正に命に関わる問題でした。しかし、その原因は石油元売り各社が「千載一遇のチャンス」とばかり販売価格、供給量の調整を行うカルテルをしていたことが国会で明らかになりました。

灯油の購入をしていた鶴岡生協の組合員の人たちは、石油元売りのカルテルによって不当に高額な灯油を購入させられたとして石油元売各社を被告に不法行為を理由として訴訟を提起しました。1審ではカルテルと損害との因果関係が明確でないこと、損害の立証が不十分として敗訴になりました。2審では原告になった主婦たちは、家計簿をチェックし、カルテル後の灯油の購入のレシートを集め、カルテル前の価格との差を損害として立証を補充しました。その結果、2審（仙台高裁秋田支部平成元年12月8日）では原告となった1600余名の主婦たちの勝訴となりました。ところが、被告側の上告がなされ、最高裁では原告側の請求を棄却する内容でした。最高裁は、石油の元売り価格は、国際情勢、需要・供給の関係など種々の要因によって変動するのであって、カルテルの影響でいくら高騰したのかは明らかではなく、その立証が不十分であることなどを理由に請求を認めませんでした。カルテルの存在、価格の高騰、出荷制限による供給不足が明白であり、家計に及ぼした丁寧な損害立証を無視したこの判決には、原告の人たちは悲しむのではなく、最高裁の判決はその論理のおかしさを世に知らしめたと胸を張ったと聞いています。



その後、独禁法25条は独禁法違反行為が行われた場合、違反企業は損害賠償に関して無過失責任を負うとの改正がなされました。また民訴法248条では、損害の性質上その額を立証することが困難な場合、口頭弁論の全趣旨、証拠にによって相当な損害を認めることができるとする規定ができました。こうして、主婦たちの壮大な戦いは消費者運動の歴史に大きな足跡を残しています。

■11/14「適格消費者団体等への経済的支援を求める要請書」を他の適格消費者団体と連名で、提出しました。

適格消費者団体は、全国で26団体となりました。国や都道府県の法執行を代替する申し入れ活動を中心業務とし、法律上も差し止め請求活動以外に公益活動を担うことが求められています。しかし活動の多くは会員や専門家のボランティアで支えられているのが現状です。活動の継続性担保のためにの上記の要請書を、内閣総理大臣宛に他の適格消費者団体と連名で提出しています。

詳しくはホームページに掲載しています。

<https://okayama-con.net>

